

国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会規程

制 定 平成26年 3月28日

法人和歌山大学規程第 1455号

最終改正 令和 6年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教員組織規程第6条第2項に規定する教員組織運営委員会（以下、「委員会」という。）に関して、必要となる事項を定める。

(権限及び審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教員の人事戦略に関すること
- (2) 教員の定員管理等に関する事項
- (3) 学部、学環、大学院研究科及び附属施設（以下、「学部等」という。）間の教育及び研究の連携における企画及び立案に関すること。
- (4) 学部等における教員の採用、昇任及び学部等間における教員の兼務、協力等（以下、「学内兼担」という。）の企画、立案及び調整に関すること。
- (5) その他教員組織の運営に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事 2名
- (2) 学系長
- (3) 学部長
- (4) 学環長または学環長を代理する者
- (5) 各学部から選出された教員 各1名
- (6) 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程第3条第1項第7号に規定する評議員

2 前項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1項第1号委員のうち学長の指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(教員の採用又は兼務)

第8条 学部等において教員の採用が必要となる場合は、当該学部等の長が教員の採用案を委員長に提出するものとする。

## 教員組織運営委員会規程

- 2 委員会は、教員の採用案の必要性について審議する。
- 3 委員会は、教員の採用案について必要と判断した場合は、採用によるか、学内兼担によるかの判断を行い、採用による場合は教員選考委員会を設置する。
- 4 教員選考委員会については別に定める。
- 5 教員選考委員会が適当な者を選考した場合は、委員会は選考結果を学長に上申する。

(教員の昇任)

第9条 学部等において教員の昇任が必要な場合は、当該学部等の長が教員の昇任案を委員長に提出するものとする。

- 2 委員会は、学部等の昇任基準を参考に教員の昇任案の必要性について審議し、教員の昇任案について必要と判断した場合は、学長に上申する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、人事労務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第1項第4号の委員の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2231号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第2378号)

- 1 この改正規程は、令和3年11月17日から施行する。
- 2 この改正規程施行後最初に選出される第3条第1項第5号の委員の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2523号)

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2618号)

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2726号)

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。